

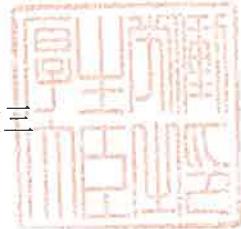
厚生労働省発基安 0723 第 1 号

令和 6 年 7 月 23 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更案要綱」について、貴会の意見を求める。

陸上貨物運送事業労働災害防止規程変更案要綱

第一 安全衛生教育の充実

会員は、従業員を次に掲げる業務に就かせるときは、当該従業員に対して特別教育を行わなければならぬこととすること。

一 高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務

二 テールゲートリフター（貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）

第二 貨物自動車等の積卸作業に係る規定の充実

一 会員は、従業員にテールゲートリフターによる荷の積卸作業を行わせるときは、墜落時保護用の保護帽を正しく着用させなければならぬこととすること。

二 会員は、最大積載量が二トン以上の貨物自動車について、荷の積卸作業（ロープ掛け及びシート掛け

の作業並びにロープ解き及びシート外しの作業を含む。以下同じ。）を行うときは、墜落による危険の生ずるおそれがない場合を除き、従業員が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するため、固定はしづ、移動はしづ等を備え、従業員に使用させなければならないこととすること。

三 会員は、最大積載量一トン未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り固定はしづ、移動はしづ等を使用することとすること。

四 会員は、従業員に貨物自動車等（貨物自動車、構内運搬車又は貨車をいう。）の積卸作業を行わせるときで、墜落・転落災害を防止するため、墜落による危険のおそれに対応した性能を有する墜落制止用器具を取り付ける設備がある場合には、当該墜落制止用器具を使用させなければならないこととすること。

五 会員は、従業員にテールゲートリフターによる荷の積卸作業を行わせるときは墜落・転落災害等を防止するため、次に掲げる事項を行わせなければならないこととすること。

1 テールゲートリフターの動作時は昇降板に搭乗しないこと。

- 2 テールゲートリフターの最大荷重を遵守すること。
- 3 できるだけ水平な場所で使用すること。
- 4 ロールボックスパレット等（六輪台車、四輪台車及び台車を含む。以下同じ。）のキャスター付きの荷を取り扱うときは昇降板の下降時や地面接地時の運搬での逸走に注意すること。
- 5 荷台から昇降板に移動するときは必ず昇降板が荷台の高さにあることを確認すること。
- 6 作業開始前の地面接地時にキャスター停止パを展開すること。
- 7 ロールボックスパレット等のキャスター付きの荷を取り扱うときは、脱輪防止のためにキャスター停止パに加えてサイドガードを装備した上で使用すること。
- 8 キヤスター車輪径がキヤスターストップパ及びサイドガードに適合しているか確認すること。
- 9 テールゲートリフターを操作する際は昇降板から離れて行うこと。また昇降板から目を離さないこと。
- 10 荷は昇降板のできる限り荷台寄りの左右中央部に配置すること。
- 11 みだりに昇降板の端部に立たないこと。

12 荷台から昇降板にロールボックスパレット等を移動する場合、荷台側から押し、地面側を背にした移動（後ずさり）はしないこと。

13 ロールボックスパレット等のキャスター付きの荷を取り扱うときはキャスターロックを必ず使用し、逸走防止措置を行うこと。

14 ロールボックスパレット等は長辺側が車両の前後方向になるよう配置すること。

第三 フォークリフトの運転に係る規定の充実

一 会員は、従業員にフォークリフトの作業を行わせるときは、作業開始前点検を確實に行わせなければならぬこととすること。

二 会員は、従業員にフォークリフトの運転を行わせるときは、次に掲げる事項を行わせなければならぬこととすること。

- 1 保護帽、安全靴等保護具を正しく着用し、シートベルトを着用すること。
- 2 フォークリフト運転技能講習修了証を携帯すること。
- 3 作業場で定められた制限速度以内で走行すること。

第四 ロールボックスパレット等の使用に係る規定の充実

会員は、従業員にロールボックスパレット等を用いて作業を行わせるときは、次に掲げる事項を行わせるものとすること。

一 ロールボックスパレット等に激突等した場合に備え、手袋を着用し、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着すること。なお、保護帽を着用することが望ましいこと。

二 ロールボックスパレット等を移動させる場合は、原則として前方に押して動かすこととし、状況に応じて、三つの基本操作（「押し」・「引き」・「よこ押し」）を併用すること。

三 トランクの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。

四 ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストップが出ていることを確認すること。

五 ロールボックスパレット等を移動させないときは、必ずキャスターロックを使用すること。ロールボックスパレット等にキャスターロックが備わっていない場合は、歯止め等適切な逸走防止措置を講ず

ること。

六 停止するときやカーブを曲がる場合は、二メートルほど前から減速すること。

七 重量が重いロールボックス・パレット等の移動は、二人で行うこと。

八 荷台のロールボックス・パレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。

九 ロールボックス・パレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックス・パレット等と他の物との間に手足等を挟まることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。

十 ロールボックス・パレット等のキャスターが引っ掛けつて転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜ができるだけなくすこと。

十一 定期的にロールボックス・パレット等の不具合の有無を点検し、不具合があつた場合は、補修するまでの間使用しないこと。

十二 ロールボックス・パレット等に不具合があつた場合は、速やかに所有者又は荷主に対しその旨を報告し、その後の対応を協議すること。

十三 最大積載重量を遵守するとともに、偏荷重が生じないようにする」といふ。

十四 必ず両手で作業する」といふ。

十五 ロールボックス・パレット等を移動させるときは走らない」といふ。

第五 貨物自動車の逸走防止に係る規定の充実

会員は、エンジンを停止して運転位置を離れると作業装置を運転する」とができない貨物自動車について、当該貨物自動車の運転者が作業装置の運転のために運転位置から離れる場合は、当該運転者に、エンジンの停止以外の逸走防止措置を確実に講じさせなければならぬ」といふ。

第六 高温多湿作業場所での作業に係る規定の充実

会員は、高温多湿作業場所において荷の取扱作業を行うときは、次に掲げる対策を講じなければならぬ」といふ。

一 WBGT (Wet-Bulb Globe Temperature : 湿球黒球温度 (単位 : °C)) 値を作業中に測定するよう努め、当該値の低減に努める」といふ。

二 従業員の休憩場所の整備等に努める」といふ。

三 作業の休止時間及び休憩時間を確保し、作業を連續して行う時間を短縮すること。また、身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避け、作業場所を変更すること。

四 計画的に暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）期間を設けること。

五 水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、従業員の定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。

六 透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

七 従業員の定期的な水分及び塩分の摂取の確認を行い、健康状態を確認するとともに、従業員に体調管理を十分行わせ、熱中症を疑わせる兆候が現れた場合は、速やかに報告するよう指導すること。

第七 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第八 適用日

この規程の変更は、厚生労働大臣の認可のあつた日から起算して九十日を経過した日から適用すること。